幡多広域消費生活センター便り

本当に不用品を買い取ってくれ

という電話に関する相談が増えて 「不用品があれば買い取ります」

る事例もあります。 の買い取りが目的だったと思われ で電話があったが、実際は貴金属 います。洋服などを買い取る名目 訪問買い取りを承諾する際は、

慎重に対応しましょう。 事例①

た。 買い取ってもらう契約をした。 という電話があり、 指輪やネックレスなどを1万円で は「本は引き取れない」と言われ、 てもらおうと業者の訪問を承諾し 「不要な洋服や本を引き取る」 しかし、訪問してきたときに 本を引き取っ

◆事例② 認知症の高齢者の家に「古着を

書面などは貰っていないようだ。 ないか」と聞いたが、しつこく問 買い取る」という電話があり、 い取りしたのみだった。 いたださず、衣類を100円で買 ていたためか、「ほかに貴金属は 包括支援センターの職員が同席し 者が訪問。たまたま訪問中だった 業者から 業

▼アドバイス

訪問買取りを承諾する際は、 1人で対応しないようにしまし 族が居るときに来てもらうなど、 家

ても、 業者に「 にしましょう。 のなかったものは出さないよう 買い取ってもらうつもり 他にないか」と言わ n

訪問買い取りはクーリング・オ で契約の解除が可能です。 取った日を含め8日間は無条件 フが適用されます。 書面を受け

書面を受け取って8日以内は物 えることができます。 むことができ、 品を手元に置いて引き渡しを拒 8日間冷静に考

時は、消費生活センターにご相 買 自動車、 談ください。 商品もあります。対応に困った い取りの規定が適用されない 家具、書籍など、 訪問

お問い合わせ

幡多広域消費生活センター

末年始を除く)午前9時 月曜日 、午後1時~5時 (金曜日(祝日および年 (正午

預かりします。 かった方には、

公売会終了後にお 物件を落札されな の公売保証金を受付時に現金でお

◆公売保証金

物件毎に定めた額

本庁 産業推進室 商工観光係 四万十市立働く婦人の家1階 四万十市右山五月町8番32 787 - 0012☎43-2113(室直通 뭉

産公売会のお知らせ

る不動産公売会を次のとおり開催 より差し押さえた不動産を売却す 債権管理機構は、 します。 幡多広域市町村圏事務組合租税 地方税の滞納に

首時 11月11日(金)

午後1時30分 午後2時 入札開始 受付開 始

※会場駐車場が限られております。 3階大会議室 四万十市中村山手通19 ご了承ください。 公売会場 高知県幡多総合庁舎

をご確認ください。 機構ホームページの「公売情報 けのチラシ、または租税債権管理 は、農協大方・佐賀支所に備え付 ◆公売物件 ●公売方法 期日入札による会場公売 役場税務課窓口また

返しします。

◆買受代金納付期限

る「買受適格証明書」(農地に該当 許証、パスポートなど)、印かん ▼必要な持ち物 〔認印可) 農業委員会などが交付す 11月18(金)午後2時半まで 身分証明書(免

※「買受適格証明書」の申請受理 う方のみ) までお問い合わせください。 かります。詳しくは農業委員会 から証明書交付まで、 時間がか

○お問い合わせ たい方はご連絡ください 現地案内 事前に物件の下見をし 幡多広域市町村圏事務

租税債権管理機構

ındex.html http://www.hata-e.co.jp/ hata_sozei/ ホームペ

1 ジ